

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 千葉県市川市田尻二丁目11番25号
 氏名 株式会社 市川環境エンジニアリング
 代表取締役 岩橋 保
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であること
~~第14条の2第1項~~

茨城県知事 大井川和彦



許可の年月日 令和6年11月20日
 許可の有効年月日 令和13年8月31日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え保管を除く：燃え殻(*7)、汚泥(*3)(*5)(*7)、廃油(*5)、廃酸(*5)(*7)、廃アルカリ(*5)(*7)、廃プラスチック類(*1)(*4)(*6)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず(*1)(*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1)(*4)(*6)、鉱さい(*7)、がれき類(*4)、ばいじん(*7)

以上15種類

(※) 記載品目については、(*1) 自動車等破碎物を除く、(*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、
 (*4) 石綿含有産業廃棄物を含む、(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、
 (*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む、(*7) 水銀含有ばいじん等を除く

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ該当なし。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	変更内容	許可(届出)年月日	変更内容
平成7年7月18日	変更許可	令和3年12月13日	変更届(役員の変更)
平成7年9月1日	更新許可	令和4年9月12日	変更届(代表者の変更)
平成25年3月8日	優良確認	令和5年7月28日	変更届(代表者、役員の変更)
平成29年10月27日	更新許可(優良認定)	令和6年11月20日	更新許可(優良認定)
平成30年3月5日	変更届(代表者の変更)		以下余白

5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載する)
 市名 許可番号

複写禁止

本許可証は、原本の写しです。
 本許可証は、許可内容の参照以外の用途には使用できません。

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

株式会社市川環境エンジニアリング

廃規指令第1368号

千葉県市川市田尻二丁目11番25号

株式会社 市川環境エンジニアリング

令和6年8月26日付けで申請のあった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定により許可する。

令和6年11月20日

茨城県知事 大井川和彦



複写禁止

本許可証は、原本の写しです。
本許可証は、許可内容の参照以外
の用途には使用できません。

株式会社市川環境エンジニアリング

許可の条件
特になし。

(不服申立てに係る教示)

1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

2 処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内（この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。）に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき（この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき）は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。